

## 取組事例紹介

廃棄物の広域処理事業について

北見市 市民環境部 環境課

課長 中 條 公 一

津別町 住民企画課

課長補佐 中 橋 正 典

### **(1) 分科会での検討**

環境分科会において、連携ニーズについて協議した結果、津別町、置戸町及び訓子府町からは「スプレー缶の処理」、津別町からは「可燃ごみの焼却処理」の2事業について広域処理の提案があった。

廃棄物処理施設の広域利用については、廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を検討し、可能なものから適宜実施していくこととしたところである。

### **(2) 北見市におけるごみ処理の現状**

北見市は、訓子府町、置戸町との1市2町による「北見市廃棄物処理施設における廃棄物の受け入れ協定」を締結しており、本協定に基づく廃棄物の広域処理として、平成15年4月から燃やすごみを、平成20年4月からはプラスチック製容器包装を受け入れている。現在、訓子府町、置戸町には暫定処理単価により処理手数料を負担いただいております。実質処理費用との過不足については、翌年度以降に精算することとしている。

### **(3) 北見市廃棄物処理場の焼却処理能力等**

北見市の廃棄物処理場は、3炉の焼却炉のうち、通常は2炉運転での焼却を行っており、処理能力は約110トン/日である。現在の燃やすごみの実搬入量は近年、約100トン/日で推移している。

### **(4) 津別町から受け入れる廃棄物及び搬入量**

津別町から受け入れる廃棄物は、生ごみを除く燃やすごみ、約500トン/年の予定であり、市廃棄物処理場での焼却量は約1.4トン/日の増加となるが、処理には問題ないものと考えている。

### **(5) 受け入れ手数料単価（予定）**

26,767円/トン

(年度ごとに暫定処理単価を設定し、翌年度以降精算。訓子府町、置戸町からの受託と同様の積算方法により算出。)

### **(6) 津別町の現状**

津別町では、平成22年4月から大空町に燃やすごみの焼却処理をお願いするとともに、大空町の生ごみについては津別町で堆肥化を行っている。

大空町とは、令和2年7月15日に北見市への焼却移行の申入れを行い、同年8月21日に了承を得たところである。

## (7) 移行によるごみ分別の主な変更点

「生ごみ」は今までどおりの分別とし、北見市の「燃やすごみ」の分別区分に合わせるにより、「埋めるごみ」を減らすことができると考えている。

「埋めるごみ」から「燃やすごみ」となる物（代表的な物）

- ・洗えない 汚れが取れないプラスチック製容器包装
- ・バラン、ストロー、歯ブラシ、使い捨てカイロ、保冷剤
- ・長靴、ゴム手袋、輪ゴム
- ・落ち葉、草、花、小枝(太さ5cm以内で長さ30cm以内)
- ・貝殻

など

## (8) 負担金額

令和3年度（概算） 500t = 13,384千円

※参考…令和元年度（実績、大空町）296t = 20,544千円

## (9) その他

- ・焼却灰は、これまでどおり搬入量に応じて北見市から回収し、津別町の最終処分場で処理する。
- ・収集日（曜日）は変更しない
- ・収集委託は、運搬先以外に変更はない
- ・大空町の生ごみは、津別町で受入れ堆肥化を継続する

## (10) 住民説明会等

令和2年11月 地域説明会

12月 条例改正、広報と地域説明会

令和3年 2月 分別の手引きと収集カレンダーの配付

4月 燃やすごみ処理の北見市移行

新最終処分場（津別町）の供用開始